

やまなし 労働

2017年冬号
No.668

目次

山梨県 産業労働部 労政雇用課

- 成長分野就業体験支援事業費補助金の募集について 2
- 山梨県の最低賃金 3
- 「無期転換ルール」～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化します！ 4
- 能力開発セミナー
平成29年12月～平成30年2月 開講分 5
- 「平成30年度県立産業技術短期大学校
一般入学試験・前期日程 6

労働情報誌 - Yamanashi Roudou -

「働き方改革セミナー」の開催について

セミナーでは、働き方改革に関する国の動向、国の助成金の活用方法、働き方改革の先進的な取組事例などを紹介します。是非、職場の「働き方改革」について考えてみましょう！

- ◇日 時 平成29年12月15日(金) 13:30～15:30
- ◇場 所 ホテルクラウンパレス甲府 2F「白根の間」
- ◇対 象 企業経営者・人事労務担当者等(100名程度)
- ◇内 容 「中小企業・小規模事業者における働き方改革に向けた
政府の取組状況について」 山梨労働局長
「働き方改革の取組事例について」 三承工業株式会社(岐阜県建設会社)
「今から始める働き方改革準備と助成金の効果的活用について」 荒武社会保険労務士
- ◇参加費用 無料
- ◇参加方法 事前にお申し込みください
- ◇問い合わせ 県労政雇用課 TEL055-223-1561 FAX055-223-1564



「平成29年度 第2回 山梨県インターンシップ交流会」を開催します!!

インターンシップ受入企業の会社概要やプログラム内容を直接聞くことのできるイベント「山梨県インターンシップ交流会」を開催します。

- ◇日 時 平成29年12月9日(土) 午後1時00分～午後4時00分(受付は午後0時30分～)
- ◇場 所 アピオ甲府 本館1階 寿の間(中巨摩郡昭和町西条3600)
- ◇対 象 者 大学生、短大生、専門学校生、高専生
- ◇出展予定企業 山梨県内に事業所・支店がある企業等
※最新の情報につきましては「やまなし就職応援ナビ」をご確認ください。
<http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/yama-navi/>
※参加業種・企業は変更になる場合がございます。
- ◇内 容 (1) 会社概要およびインターンシップの実習内容等について各企業ブースで説明会。
(2) 企業・団体の若手社員と学生の交流会
- ◇参加方法 参加対象者は、事前の申込みは不要です。
※当日甲府駅から会場まで送迎のバスが出ます。乗車を希望される方は下記宛へ
11月30日までに申し込みください。(運行予定:甲府駅発 12:00 会場発 16:15)
- ◇参加費用 無料 ※スーツ厳禁!私服でご参加ください。
- ◇問い合わせ 山梨県中小企業団体中央会 労働対策課 TEL055-237-3215 E-mail hirose@chuokai-yamanashi.or.jp
(山梨県委託事業 平成29年度大学生等インターンシップ推進事業)

働き方改革推進企業支援事業

県内の企業等における長時間労働の是正などの働き方改革を推進するため、働き方改革アドバイザーや専門家が企業等を訪問し、働き方改革に向けた取組を支援しています。

- 働き方改革アドバイザー
働き方改革アドバイザーが企業等を訪問し、働き方・休み方等に関する現状分析を行い、課題解決に向けた改革プランを提案します。
- 専門家の派遣
社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が、長時間労働の是正や従業員の職場定着率の向上、無期転換ルールへの対応などの企業取組を無料で支援(原則2回)します。



働き方改革アドバイザーや社会保険労務士などの専門家の派遣を希望する企業の方はご連絡ください。

◇ 問い合わせ 県労政雇用課 TEL 055-223-1561

成長分野就業体験支援事業費補助金の募集について

製造業など今後成長が期待される分野の企業を対象として、企業が新たに雇用する方等に対し、職場訓練を行い、正社員として雇用した場合、人件費の一部を助成します。

- **補助対象経費**：職場訓練期間中の人件費等の10分の8(上限100万円)
- 対象業種や補助対象経費など、詳しくは当該のホームページ(「山梨県 成長分野 補助金」でも検索いただけます)をご覧ください。下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 山梨県産業労働部労政雇用課地域雇用担当 TEL055-223-1562



障害者雇用安定促進助成金のご案内 ~県では障害者の継続雇用を支援します~

ハローワークの特定求職者雇用開発助成金(特開金)の支給対象期間が満了した後も、引き続き障害者を雇用する中小企業事業主に対し、10万円を限度に山梨県が助成金を交付します。

● 交付の要件

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 資本の額若しくは出資の総額が3億円を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人を超えない事業主であること。
- (3) 山梨県内在住の障害者を、ハローワーク又は適正な職業紹介事業者の紹介により常用労働者(1週間の所定労働時間が20時間未満の者を除く。)として県内の事業所に雇用し、特開金の受給終了後も引き続き雇用する事業主であること。
- (4) 特開金を支給対象期間満了日まで受給していること。
- (5) 県版ジョブコーチ等による職場定着のための巡回訪問の受け入れに同意すること。

● 対象者ごとの助成金の額

- (1) 勤務時間が週20~30時間未満の重度障害者等(重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体障害者、45歳以上の知的障害者)を引き続き雇用する場合 → 1人につき 10万円
- (2) 重度障害者等以外(45歳未満の身体障害者、45歳未満の知的障害者)を引き続き雇用する場合 → 1人につき 5万円
- (3) 助成対象期間は、特開金支給対象期間の終了日が属する月の翌月から6か月です。
* 勤務時間が週30時間以上の重度障害者等を対象とする障害者雇用安定促進助成金は、特定求職者雇用開発助成金の支給対象期間が2年間から3年間に延長されたことにより、助成対象外となりました。

対象区分(勤務時間)		雇用期間		
		1年	2年	3年
重度障害者等	(週30時間以上)	特開金(36月)		
	(週20~30時間)	特開金(24月)	県助成金(6月) 10万円	
重度障害者等以外	(週30時間以上)	特開金(24月)	県助成金(6月) 5万円	
	(週20~30時間)	特開金(24月)	県助成金(6月) 5万円	

● 手続き等

- 交付要件を満たす事業主の方は、特開金支給対象期間の終了後2か月以内に「継続雇用計画書」に、次の書類を添付し、下記までご提出ください(郵送可)。
 - ・特開金の支給決定通知書(最終期以前のもの可)の写し
 - ・交付対象者であることを証する書類(障害者手帳等)の写し
 - ・障害者雇用安定促進助成金に係る情報提供承諾書
- 継続雇用計画書の到着後、連絡の上、事業所を県版ジョブコーチ等が巡回訪問します。
- 助成対象期間の経過後、改めて交付申請書を提出していただきます

【お問い合わせ】 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県産業労働部 産業人材育成課 技能振興担当 TEL:055-223-1566 FAX:055-223-1560

65歳超雇用推進助成金のご案内

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します(平成29年5月1日支給申請分から助成額等の一部を変更いたしました。)

主な支給要件

- ・労働協約または就業規則で定めている定年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引上げること。
- ・定年の引上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。また、改定後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。
- ・1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること

支給額

- ・定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の被保険者数、定年等の引上げ
- ・年数に応じて10万円から145万円(ただし1事業主あたり(企業単位)1回限り)

高齢者雇用環境整備支援コース

高齢者の雇用の推進を図るために、以下のいずれかの高齢者の雇用環境整備の措置を実施した事業主の皆様を助成します

措置の内容

- ① 機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高齢者の雇用機会の増大
- ② 高齢者の雇用の機会を増大するための雇用管理制度の導入または見直し及び高齢者に対する健康管理制度の導入

支給額

- 以下の(1)、(2)いずれか低い額を支給します(上限1,000万円)
- (1) 措置に要した経費の60%(<75%)、ただし中小企業事業主以外は45%(<60%)
 - (2) 措置の対象となる1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者1人あたり28.5万円(<36万円)(<)内は生産性要件を満たす場合。)

高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します

申請の流れ

- ① 高齢者雇用管理に関する措置を実施し、無期雇用転換制度を整備
- ② 転換計画の作成、機構への計画申請
- ③ 転換の実施後6ヶ月間の資金の支給
- ④ 機構への支給申請

支給額

- ・対象労働者1人につき48万円(中小企業事業主以外は38万円)
- ・生産性要件を満たす場合には対象労働者1人につき60万円(中小企業事業主以外は48万円)

生産性要件とは、『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること(生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要)』が要件です。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

【お問い合わせ】 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 山梨支部 高齢・障害者業務課 TEL:055-242-3723

平成29年度 やまなし産業大賞 受賞者決定

どこにもまねのできない優れた技術をもっている企業、新しい価値や生活スタイルを創造し、顧客に提案し続ける企業などを顕彰する『やまなし産業大賞』について、今年度の受賞者が決定しました。

ものづくり大賞部門	大賞	ファスフォードテクノロジー株式会社
	優秀賞	株式会社光電製作所
		アサヤ食品株式会社
	審査委員奨励賞	株式会社オーテックエレクトロニクス株式会社 前田源商店

経営品質大賞部門	大賞	ジット株式会社
	優秀賞	株式会社ジットセレモニ

※詳細については、県庁ホームページ(下記アドレス)をご覧ください。
http://www.pref.yamanashi.jp/shinji/gyo/sangyo-taisho/hyousyo2017.html

【お問い合わせ先】 山梨県 産業労働部 新事業・経営革新支援課 TEL055-223-1544 FAX055-223-1569

山梨県の最低賃金

山梨県内で働くすべての労働者には、下記の最低賃金が適用されます。

最低賃金件名等	時間額	効力発生(予定)日
山梨県最低賃金	784円	平成29年10月14日
特定最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	平成29年12月27日(注)
	自動車・同附属品製造業	平成29年12月15日(注)

(注) 特定最低賃金の2業種の効力発生日は、最短の予定日であり、実際は官報に公示されてから30日後になります。



○最低賃金に関するお問い合わせは、山梨労働局 労働基準部 賃金室へ【055-225-2854】

「配偶者手当」の在り方について 企業の実情も踏まえた検討をお願いします ～女性の活躍を促進していくために～

女性の就業が進む等社会の実情が大きく変化している中で、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」については、税制・社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると指摘されています。税制・社会保障制度については、配偶者控除等の見直しや被用者保険の適用拡大等の制度改革が行われており、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」についても配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれます。

厚生労働省では、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」を取りまとめておりますので、各企業におかれましては趣旨をご理解の上、企業の実情も踏まえて労使で真摯な話し合いを進めて頂くようお願い申し上げます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>

【お問い合わせ先】 山梨労働局雇用環境・均等室 TEL055-225-2851

「平成29年度 年末年始無災害運動」を実施します!!

- 実施期間 平成29年12月1日から平成30年1月31日
- 運動標語 「異常なし! ダブルチェックで念入りに 年末年始もゼロ災害」

年末年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、特に、大掃除や機械設備の保守点検・始動等、非常作業が多くなるため、各事業場や職場では災害防止のための特別な配慮が必要となります。事業者の皆さまには労働災害防止に向けた積極的な取組をお願いします。

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されました。

当ガイドラインは、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)により、建設業について、一定の猶予期間を置いた上で、時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされたことを踏まえ、公共・民間にかかわらず全ての建設工事において、適正な工期設定等を行い、長時間労働の是正等を推進することを目的としています。

また、下請契約も含め適正な工期設定を行うことを通じて、適切な労務管理とも相まって、建設業の担い手一人一人の長時間労働是正や週休2日の確保等の働き方改革に結びつけていくことを求めるものです。



【時間外労働の上限規制の適用に向けた取組項目】

- (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化
- (2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保
- (3) 生産性向上
- (4) 下請契約における取組
- (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

※詳細は、山梨労働局労働基準部健康安全課(055-225-2855)にお問合せください。

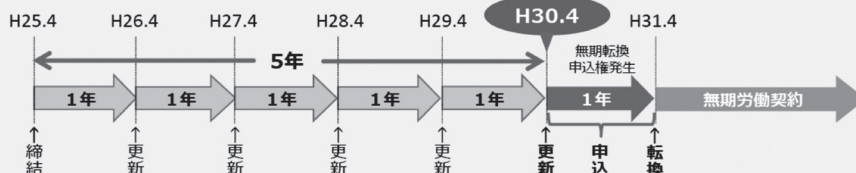
「無期転換ルール」 ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化します！～

無期転換ルールとは？

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



くわしくは
無期転換ポータルサイトへ
アクセス！

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索

【お問い合わせ先】 山梨労働局雇用環境・均等室 TEL055-225-2851

石綿（アスベスト）工場の元労働者やその遺族の方々に対する 和解手続による賠償金のお支払いについて

石綿（アスベスト）工場の元労働者やその遺族の方々が、国に対して訴訟を提起し、一定の要件を満たすことが確認された場合には、国は、訴訟の中で和解手続を進め、損害賠償金を支払います。

和解の要件についておよび和解により国がお支払する賠償金の額は疾患の種類や病状によって異なります。

詳細については、下記へご相談ください。

- 法テラス（日本司法支援センター） ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>
電話 0570-078374（平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00）
- 日本弁護士連合会 ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/>

「やまなししほルトメニュー」始まりました！！

山梨県民の皆さんの食生活には、食塩の取り過ぎや野菜摂取量に課題があります。そこで、県では健康に配慮した食事を選択できる環境をつくり、県民の健康づくりを推進することを目指し、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、飲食店等の事業者の皆さんと連携し、「やまなししほルトメニュー」販売促進事業を始めました。

しほルトメニュー
専用ロゴマーク



- 「やまなししほルトメニュー」の基準 ※（1）～（5）の項目全てを満たしているお弁当、料理
（1）主食・主菜・副菜がそろっている （2）エネルギー5000Kcal以上7000Kcal未満
（3）野菜量120g以上（きのこ、藻類含む） （4）食塩相当量3.0g未満 （5）栄養成分が表示されている
- H29.10.15現在、「やまなししほルトメニュー」を販売しているお店は次のとおりです。是非、ご賞味ください！！
・四川菜館（中央市西花輪3525-8） メニュー名：「やまなししほルト 黒酢豚定食」
・竜王奥藤五分店（甲斐市下今井2964-1） メニュー名：「やまなししほルト ヒレカツそばセット」
- 「やまなししほルトメニュー」販売にご協力いただける事業者を募集しています。
ご協力いただける事業者の方は県健康増進課もしくは各保健所までお問い合わせください。
※「やまなししほルトメニュー」ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/kenkozukuri/kikaku0220.html>

不育症の治療費を助成します

妊娠はするものの、子宮内で赤ちゃんが育たず、結果的に子どもを持っていない場合、不育症と呼びます。県では、妊娠を継続させるために必要な、不育症治療の費用を助成します。

- ◇対象となる治療 へパリンを主とした不育症治療（保険適用の有無は問いません）
- ◇申請窓口 お住まいの地域の保健所
- ◇その他 申請は、治療が終了した日の属する年度内をお願いします。詳しくは、お住まいの地域の保健所にお問い合わせください。
- ◇問い合わせ先 県健康増進課 TEL055-223-1496 FAX055-223-1499 中北保健所 TEL055-237-1380
中北保健所峡北支所 TEL0551-23-3073 峡東保健所 TEL0553-20-2753
峡南保健所 TEL0556-22-8155 富士・東部保健所 TEL0555-24-9034
詳しくはホームページをご覧ください。 <http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/boshinanbyou/fuiku.html>

不育症や不妊症のことで疑問や悩みがございましたら、電話相談窓口「不妊（不育）専門相談センター ルピナス」までお気軽にご相談ください。専門医師や心理士との面接相談もできます（要予約）。

電話相談 毎週水曜日 午後3時～7時 TEL055-223-2210（面接相談の予約もこちらをお願いします）



平成29年12月～
平成30年 2月 開講分

能力開発セミナーのご案内

本セミナーは、働く皆さんの能力開発や企業の人材育成をお手伝いするものです。職業に必要な知識や技能の向上、資格取得等を目的とした講座を実施しています。さらに、能力開発に関する相談も受け付けています。

県立産業技術短期大学校塩山キャンパス TEL0553-32-5202				県立産業技術短期大学校都留キャンパス TEL0554-43-8911			
コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途	コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途
TOEIC Listening & Reading Test (リーディングコース)	1月・2月	夜	2,100	ホームページ開設(基礎編)	2月・3月	昼	2,100
県立峡南高等技術専門学校 TEL0556-22-3171				県立就業支援センター TEL055-251-3210			
コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途	コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途
初心者のためのパソコン講座	1 2月	夜	2,100	労働法基礎講座	1 2月	夜	2,100
ワード基礎	1月	夜	2,100	エクセルデータ分析講座	1月	夜	2,100
エクセル基礎	1月・2月	夜	2,100	年金相談業務講座	1月	夜	2,100
パワーポイント	2月	夜	2,100	初心者のためのパソコン講座(第2回)	1月・2月	夜	2,100
				アクセスデータベース構築演習講座	2月・3月	夜	2,100

※申込受付は、講座開始日の2ヵ月前からです。あらかじめ、電話等で応募状況を確認してください。
※時間帯については、原則として<昼:9時～16時/夜:18時～21時>ですが、施設・コースによって異なる場合がありますので、よくご確認ください。
※このほかの講座情報や、申込方法については、山梨県のホームページをご覧ください。→ http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/81_005.html

【お問い合わせ先】 県産業人材育成課 人材育成担当 TEL:055-223-1567

がん患者への就労支援を考える

がんは、現在、生涯のうち日本人の2人に1人がかかるといわれている身近な病気であり、がんと診断された人のうち3人に1人は15歳から64歳という働き盛りの年代で、がん患者の「就労」は大きな問題となっています。

がん医療の進歩により、がんになっても仕事を続けながら治療を続けることができる患者が増えています。就労可能ながん患者やがん経験者が働き続けることができるよう、がん患者への治療と就労の両立支援について考えてみませんか。

◇日時・場所 平成30年1月31日(水) 午後2時～午後4時10分 ぴゅあ総合 大研修室(甲府市朝気1-2-2)

◇講演・講師 「がん治療と仕事の両立を支えるために」 許山美和 医師(山梨県立中央病院がん支援センター長)

◇情報提供 「がん治療を伴う就職活動の実態」(ハローワーク甲府)、「山梨県のがん情報」(山梨県健康増進課)、「事業場におけるがん治療と職業生活の両立支援について」(山梨県地域両立支援推進チーム事務局)

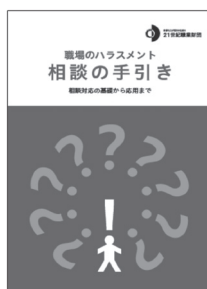
◇参加費 無料

◇申込み 氏名、電話番号、所属(個人の場合は不要です)を記入のうえ、ファックスにてお申し込みください。

県健康増進課 TEL:055-223-1497 FAX:055-223-1499

詳しくはホームページをご覧ください。 <http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/seizinhoken/ganjyohou.html#event>

ハラスメント相談対応マニュアル



新刊のご案内

「職場のハラスメント 相談の手引き 相談対応の基礎から応用まで」

販売価格 1,080円(税込)

本書は、相談窓口担当者が知っておくべきハラスメントの基礎知識、相談対応の心構え、身に付けたいスキル、事実確認の方法などをわかりやすく解説しています。

さらに、5つのケースを題材に相談の進め方や相談対応のポイントを掲載した実践的な内容となっています。相談対応の初心者からベテランまで、相談担当者必携のマニュアルとしてご利用ください。

【お申込み方法】 21世紀職業財団ホームページからお申込みください。 <http://jiwebook.shop-pro.jp/>

【お問合せ】 公益財団法人21世紀職業財団 TEL:03-5844-1660(代)

人も、会社も、元気にしよう! 中退共の退職金制度

「中退共」は国がサポートする中小企業のための退職金制度です。パートタイマーさんも加入できます。他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

安全

国の制度だから安心

掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理が簡単

退職金試算額などもお知らせ。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyoo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234

平成30年度県立産業技術短期大学校 一般入学試験・前期日程

産業技術の高度化、情報化などが進展する中で、幅広い専門知識と最新の技術を身に付けた技術者を育成し、本県の産業及び経済の発展に寄与することを目的としています。ものづくりとホスピタリティを理念として、これまで機械電子、情報、観光分野に多くのプロフェッショナルを送り出しています。



◇募集学科及び試験科目

塩山キャンパス

学 科	訓練期間	一般入学試験科目
生産技術科	2年	数学Ⅰ、面接
電子技術科	2年	数学Ⅰ、面接
観光ビジネス科	2年	コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、面接
情報技術科	2年	数学Ⅰ、面接

都留キャンパス

学 科	訓練期間	一般入学試験科目
生産技術科	2年	数学Ⅰ、面接
電子技術科	2年	数学Ⅰ、面接

- ◇出願資格 高等学校（中等教育学校・特別支援学校高等部を含む。）を卒業した者及び平成30年3月卒業見込みの者、またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- ◇出願期間 平成30年1月9日（火）～1月31日（水）
- ◇試験日 平成30年2月7日（水）
- ◇試験会場 県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス（甲州市塩山上於曾1308）
- ◇授業料等 入学検定料：18,000円
 入学金：県内者169,200円／県外者282,000円 授業料：年額390,000円（4月と10月の2回に分けて納入）
- ◇問い合わせ先 県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス 教務学生課
 TEL:0553-32-5201 FAX:0553-32-5203 E-mail:kyomu@comm.yitjc.ac.jp

労使紛争の解決援助制度をご利用ください

山梨県労働委員会では、労働者や労働組合と会社との間に、解雇や雇止め、労働条件の不利益な変更などについての紛争が生じ、自主的解決が困難な場合、労働委員会が間に入り、話し合いによる紛争の解決援助を行っています。

解決事例紹介

労働者Aは、大学卒業後、4月にサービス業を営むB社に就職したが、5月中旬にB社から、顧客からのクレームが何度かあったこと、挨拶をしないなど職場での勤務態度に問題があることを理由に即時解雇され、当労働委員会にあっせんを申請した。

Aは、顧客とのトラブルについては、B社の指示どおり作業した結果であること、トラブルは上司に報告していたこと、これ以外のクレームについては聞かされていないこと、これらについて上司から何の指導もなかったこと、挨拶は社会人として当然行っていることから、解雇される理由はなく、解雇を撤回し、復職させるよう求めた。

一方、B社は、Aが顧客に対して挨拶をせず、愚痴や文句を言い、クレームや注意を受けた際には不機嫌な態度を取ったこと、上司から注意されても反省の態度がみられなかったことなどから、解雇の撤回はできないと主張した。

あっせん員は、解雇撤回と別の職場への復職による解決と、労働契約の終了を前提とした金銭解決の両面から当事者双方の説得を繰り返した。その結果、第3回のあっせんにおいて、B社がAを9月から再雇用し、別の職場に配属させること、Aが今後の勤務について会社の求める事項について誓約書を提出することなどを内容とするあっせん案が受け入れられ、解決に至った。

☆制度の詳細は、山梨県労働委員会事務局（TEL 055-223-1827）までご相談ください。

やまなし産保相談のご案内

事業場の抱えている産業保健の様々な問題について、経験豊富な各分野の専門スタッフが具体的な解決方法を助言します。

ご相談は、窓口、または電話・Eメール等で随時お受けします。

相談内容についての秘密は遵守されますので、安心してご相談ください。【相談は無料です】

お問い合わせ

独立行政法人労働者健康安全機構 山梨産業保健総合支援センター

☎ 055-220-7020(代) FAX 055-220-7021 <http://yamanashis.johas.go.jp>



■お問い合わせ先■ 山梨県産業労働部労政雇用課

TEL 055-223-1561 FAX 055-223-1564

E-mail rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp

ホームページでもご覧いただけます。

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/index.html>

「やまなし労働」に対するご意見、ご感想をお待ちしております。